

# 会津若松商工会議所「見舞金・祝金制度」規程

## (目 的)

第1条 本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「生命共済」の一部をなすものである。

## (対象者)

第2条 本規程は、当商工会議所が運営する「生命共済」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う見舞金・祝金制度について規定するものであり、その対象者は、「生命共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及び従業員（以下、「対象者」という。）とする。

## (運営費)

第3条 会員事業所は、当商工会議所に対し、「生命共済」に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

## (給付内容)

第4条 本制度の給付は、見舞金・祝金とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

## (脱 退)

第5条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛け金が払い込まれている月の末日を持って「生命共済」から脱退するものとする。「生命共済」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

- (1) 会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき
- (2) 会員事業所が「生命共済」から脱退する旨の意思表示をしたとき
- (3) 会員事業所が「生命共済」の掛け金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りではない。
- (4) 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき

## (給付手続き)

第6条 対象者は、見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。

## (規程の制定・改廃)

第7条 本規程の制定および改廃は、常議員会の決議により行う。

## (付 則)

この規程は、平成17年7月1日より実施する。

この規程の一部（別表1、別表2）を改訂し、平成30年7月1日より実施する。